# 令和5年度第2回 小金井市介護保険運営協議会 (地域密着型サービスの運営に関する専門委員会) 会議録

と き 令和6年2月19日(月)

ところ 小金井市役所西庁舎2階第5会議室

# 令和5年度第2回小金井市介護保険運営協議会 (地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和6年2月19日(月)

場 所 小金井市役所西庁舎2階第5会議室

### 出席者 〈委 員〉

酒 井 利 高 鈴 木 治 実

佐 野 二 朗 榎 本 光 宏

柏 瀬 容 子 長谷川 富士枝

加藤弘子

# <保険者>

松 井 介 護 福 祉 課 長 西 澤 介 護 保 険 係 長 猿 渡 介 護 保 険 係 主 任

# 欠席者 〈委 員〉

深井園子

#### 傍聴者 名

- 議 題 (1)総合事業に係る事業所の指定について(報告)
  - (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について (報告)
  - (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について (報告・協議)

#### 開 会 午後2時00分

(介護保険係長) 定刻となりましたので、始めさせていただければと思います。 まず、開会に当たりまして、事務局より1点、事務連絡をさせていただきます。

1点目、会議録の作成についてです。事務局による I C レコーダーの録音 方式になっておりますので、お手数ですが、御発言の際は御自身のお名前を おっしゃってから御発言をお願いいたします。

事務連絡は以上となりますので、酒井委員長、よろしくお願いいたします。 (酒井委員長)分かりました。よろしくお願いいたします。

それでは、地域密着型サービスの会議を始めますけれども、令和5年度第2回目で、大体、年に2回程度通常ですとやっていますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まず最初に、事務局から資料の説明を願いできますか。

(介護保険係長)本日の資料は、次第に記載させていただきましたとおり、 事前に郵送させていただきました資料1-1から資料3までの4点となって おります。

もし、お手元に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。 大丈夫でしょうか。資料の確認は、以上となります。

酒井委員長、改めてまたお願いいたします。

(酒井委員長) 分かりました。

それでは、まず議題の(1)として、総合事業に係る事業所の指定状況、 これは報告事項になりますけれども、事務局のほうからまず。

(介護保険係長)失礼しました。議題前に会議録の確定をお願いしてもよろ しいでしょうか。

(酒井委員長)では、前回の会議録について、既に皆さんお目通しされていると思いますけれども、特に問題なければ確定ということでよろしいですか。 (柏瀬委員)前回の会議録はないです。

(介護保険係長)前回実施した運営協議会というのが、6月頃だったかと思 うのですが、その後、私のほうから、そのタイミングで一度会議録を送らせ てもらっておりましす。

(柏瀬委員)会議録だけ? この資料とは別なんだ。

(介護保険係長) そうです。会議録だけを事前に。

(酒井委員長) 今回の資料ではないのです。

(介護保険係長) そのときに送らせてもらった内容について、発言とは異なる内容の会議録になっていた場合などに、修正のところをあらかじめいただければ、それは修正いたします。特に何も御発言の内容とかで修正がなければ、この後、事務局のほうでホームページに会議録を掲載したいと思っているところです。

もしも、改めて確認されたいということであれば、私のほうから会議録、 前回の分をお渡しさせていただきますのでご確認のうえ、ご連絡いただけれ ばと思います。

(柏瀬委員)はい。ありがとうございます。じゃあその線で……。

(酒井委員長) たしかあれですよね。そのときに一応確認を取っているのですよね。

(介護保険係長) そうですね。郵送で。

(酒井委員長) 修正点があるかというような。

(柏瀬委員) 確認取りましたか。だったらなかったです。

(酒井委員長) たしかに、ここは発言の一字一句がそのまま掲載されますので、人によっては、これはこんなこと言ったっけというのがあったりするかもしれない。そういうときは、私なんか今まで何度もあります。事実誤認とか数字間違いとかなければと、そういうことがあれば一応ね。ただ、日本語的におかしいのとか、それでもそうしゃべったのならしょうがないという感じで、そういうのはありますけれども。

では、よろしいですね。では、確定ということで、ありがとうございます。 それでは、第1号議案に移っていきたいと思います。総合事業に係る事業 所の指定ということで、資料の1-1と1-2です。これについては、事務 局のほうからお願いいたします。

(介護保険係長)では、資料1-1と1-2です。

資料1-1は、総合事業の訪問型サービス、資料1-2は、通所型サービスを実施する事業所の一覧となっております。本市の総合事業は、要支援1または要支援2の認定を受けた方、もしくは、基本チェックリストの実施によってサービスが必要と認められた事業対象者が利用できるものとなってお

ります。

この中でも、訪問介護及び通所介護について、それぞれ、現行相当サービスと市基準サービスに分かれておりますが、このうち、現行相当サービスというのが、以前の制度の介護予防の訪問介護や、通所介護と同水準のサービス内容となっておりまして、一方で、市基準サービスは現行相当サービスよりも緩和した市独自基準のサービス内容となっております。

総合事業の指定につきましては市が指定を行っておりまして、令和 6 年 2 月 1 日現在の最新の指定状況が、資料 1-1 と資料 1-2 のとおりとなっております。

資料1-1の訪問介護の事業所のうち、市内事業所の数は、市基準サービスでは17か所、現行相当サービスが18か所となっております。

また、資料1-2の通所介護の事業所のうち、市内事業所の数は、市基準サービスが21か所、現行相当サービスが22か所となっており、前回報告しました令和5年6月時点の状況から大きく増減はございませんが、以上の内容で報告とさせていただきます。

以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。

たしか、前回だと、例えば訪問だと16か所だったかと思うのですが、1 か所増えたのかなというように思ったのですけれども。

(介護保険係長) 1か所増えてております。

(酒井委員長)分かりました。通所も増えていますよね。前、20か所だったような気がするのですけれども。違いましたか。増えることはいいことですから。

(介護保険係長)通所が20か所。現行相当が22か所というとなっていました。

(酒井委員長) それは現在が?

(介護保険係長) 前回が。

(酒井委員長) 前回ね。1個増えているのですね。

あとは、前提として、トータルの利用者さんの数なんかは、総合サービスを使っている方で、令和4年では訪問で約400人で、通所で約500人、 それはそんなに変わってない? (介護保険係主任)介護保険係主任です。

総合事業、通所、訪問、ともに伸びが結構あって。

(酒井委員長) どのくらいですか。

(介護保険係主任) ごめんなさい。細かい数字を今日持ち合わせていないのですけれども、ただ伸びは増えていて、どちらかというと、訪問のほうが伸びが著しい傾向があります。これは、要介護も要支援も一緒で、訪問介護はやはりコロナ禍ということもあって伸び続けているという状況があります。

(酒井委員長) そうすると、要支援の方だけじゃなくて要介護の方の数のほ うも、介護に関しては数字が伸びていると。

(介護保険係主任) おっしゃるとおりです。

(酒井委員長) そういうことですか、分かりました。

一応そういうことを踏まえた上で、この資料1-1と1-2に関して、これは更新ですから、基本は6年単位で更新を行うものなのですけれども、その時期が来たものなんかを確認しているのですが、これについては特に事務局のほうからは、細かい説明は必要ないですか。

そうすると中身を見まして、まず資料の1-1、項番のほうに続きましていかがでしょうか。

どうぞ、鈴木委員さん。

(鈴木委員) 鈴木です。

先ほど、御希望する利用者様の数、高齢者の数は伸びていく、事業所1か 所、有限会社かぐやさんですか。10月1日付で指定を取っておられますけ れども、特にヘルパーのほう、市基準に限らないかもしれませんが、需要と 供給の面で、今の現状を少しお聞かせいただければありがたいと思っており ます。

(酒井委員長) 事務局のほう、よろしいですか。

(介護保険係主任)介護保険係主任です。

御指摘のとおり、訪問ヘルパーの事業所のほうの利用のニーズが結構高くなってきて、事業所によっては手いっぱいで受けられませんとのお話を聞くケースもあります。なので、訪問の要支援の方向けのサービスが増えていけばいいのですけれど、なかなかこれをお願いして、すぐやっていただけるようなものではないとは思うのですが、ちょっとそのあたり事業者さんとまた

お話を聞いて詰めていければと思っております。

(酒井委員長)要は、その需要と供給のバランスが、ちょっと供給側が体制 づくりとかスタッフ不足とか、そういう問題で厳しい状況がある。そうする とニーズに即応えきれない場面があると、そういうことですかね。

(介護保険係主任)はい。

(酒井委員長) 多分、小金井だけではないところかなと思っています。そこ らへんでもし事業者さんとかで何かその辺、何かしてあれば。

(榎本委員) 榎本です。

先ほど、事務局のほうからお話をいただきました件数は、市内の事業所の件数ということだと思います。逆に私は、新しいところが増えたんだというぐらいの、ちょっと逆に驚きというか、訪問介護の事業所は今、多分新しくやるのはすごく大変だろうなという感覚を持っておりまして、私が関わっております事業所の中にも、やっぱり訪問介護があるわけなんですけれども、今、鈴木委員さんがおっしゃったように、なかなか人が集まらないということで、市のほうの計画では、また人材を増やしていきましょうというような言葉を書いていただいていますので、そのあたりをしっかりと御説明いただくということが必要になってくるのかなと思うので、ぜひお願いしたいなということです。

市基準をやっていらっしゃらないところは、やはりなかなかビジネスモデルとして成り立ちにくいというふうなところも、単価がやっぱりどうしても下がっていってしまうので、その辺は事業所として、なかなかやり切らなくなっていって、株式会社系のところなんかはやれないです、みたいなことにはなっていってしまう。別にこれは小金井に限った話ではないので、小金井市だけの問題ではないのですけれども、そのあたりが難しいなというところ。

今回の介護報酬改定で、訪問介護は単価が落ちますので、ちょっとびっくりですけれども落ちるので、今回、市基準と現行相当を市で設定することになるわけなんですけれども、おそらくもともとの大体このぐらいみたいなことが行政の中にあるのだと思うので、難しいなという。

(酒井委員長)介護報酬全体のアップなんだけれども、訪問系が、訪問介護 だけが下がるということなので、今おっしゃっていた人手不足が、というこ とは、給与とか介護保険で訪問系が大きく改善できない環境となると、ます ます厳しい問題が出てくるかもしれないなと。ニーズは高まっているということだから、その辺も市のほうで何かしてくれといっても、難しい問題がありますけれども、そういう状況にあるということの現状認識の必要があると思います。

(榎本委員) 榎本です。

なのでそのあたり、何というんですか、じゃあもうしょうがないとなるのもしゃくなので、地方からでも声を上げていただくみたいなことは、ぜひお願いできたらありがたいなというふうに思っています。

(酒井委員長) そして、あれですか。傾向として特に要支援の単価が安いとなるから、余計にやっぱり市基準を喜んでやるというのはなかなか難しい状況もあるということですかね。特にやっぱり大手の全国展開している事業所が参入しないのですよね、市基準には。そういう傾向があるので、いろいろな調整しながら。

(佐野委員)委員の佐野ですが、今お話に出ていたとおり、割と私の知っている事業所でもこのリストの中に入ってない事業所が多々あるんですけれど、収支以外に何か参加できないというか、やれない実情等があれば教えていただきたいのですけれど。

(介護保険係主任)介護保険係主任です。

御指摘のとおり、普通に要介護の方へのサービスはやっているけれども、 要支援の方向けのはやっていませんという事業所は幾つかございます。主な 要因としては、身体介護中心の介護職員さんばかり集めるというと、やはり 単価が高い要介護のほうの身体介護というところでサービスするというのが、 結構一般的になります。

なので、生活援助をする要支援だと、比較的軽度で済んで生活援助という ことも多々あるかと思うのですけれども、そちら向けのサービスはちょっと 単価が低いので手を出せないといった話を聞いたことがあります。

あとは、一般的に、通院等乗降介助とかいうんですけれども、いわゆる介護タクシー、そちらをやっている事業者さんだと、もうそれ専門でやっているから、ちょっと要支援の方は受けられませんというお話も聞いたことがあったりする。こういった事情がございます。

(佐野委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) よろしいですか。

そういうところで、資料1-1と1-2、議題1についてよろしいでしょうか。なんとかニーズに対応できる調整をお願いしたいなと思っております。 続きまして、議題の (2) に行きます。

市外の地域密着型サービス事業所指定ということで、報告ということで確認したいと思います。

まず、事務局のほうから説明お願いいたします。資料2です。

(介護保険係長)介護保険係長です。

それでは、市街地域密着型サービス事業所の指定について、御報告をいた します。資料2を御覧ください。

地域密着型サービスにつきましては、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となります。

また、介護保険法の規定によって、地域密着型サービスの指定有効期間は 6年となっております。まず、指定更新を行った事業所についてですが、地 域密着型通所介護が3事業所、夜間対応型訪問介護が1事業所となっており ます。

指定更新に当たりましては、いずれも申請書類の書面審査を行いましたが、 人員基準等の問題はなく、運営状況についても必要に応じて事業所所在地の 保険者に確認をしておりますが、大きな事故や目立った苦情等の問題は発生 していないことを確認しております。

続きまして、新規指定を行った事業所についてですが、地域密着型の通所 介護が2事業所となっております。

市外の地域密着型サービスを指定する際には、事業所が所在する市区町村の事前の同意が必要となっておりまして、狛江市のデイサービス本舗狛江につきましては、事業所が所在する狛江市の事前同意を取得しております。

また、西東京市の歩くリハビリやすらぎ邸につきましては、小金井市に隣接する市でございまして、事前同意を不要とする旨協定を締結しているので、 事前同意を省略しております。

なおこちらにつきましても、申請書類の書面審査を行いましたが、人員基準等の問題はなく、運営状況についても、必要に応じて事業所所在地の保険者に確認しておりますが、大きな事故や目立った苦情等の問題は発生してい

ないことを確認しております。

以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございました。

一応、小金井市民が、ほかの市外の事業所を使っているという形の中で、 その当該自治体が既に指定をしているということでございますので、いかが でしょうか。

指定更新とまた新規がございます。特に新規について、何か御質問があればと思います。

おっしゃるとおり特別な事情というか、利用者さんがいろいろ案内を見まして、ぜひここでというお話があって指定がされているところでございます。 なので、今の利用者さんはそのお一人の方のみとなっております。

(酒井委員長) 何か特色がこれはあるんですか。

(介護保険係主任) こちらは、一応施設としては一軒家を活用したような、 よくあるデイサービスの形態ではあるのですけれども、そちらの職員さんの サービスがすごく気に入っているような話をいただいて、一応それであれば 基準を満たしておりますので、特に拒否する理由もございませんのでという ところで指定しております。

(酒井委員長) そうすると、例えば、向こうに親族がおられて、しばらく向こうに行っているからとか、その利用御家族の方がと、そういうことじゃないんですね。あえてそこに行っているじゃない、遠いですよね。でもどうやって、家族の送迎……。

(介護保険係主任) おっしゃるとおりです。個人情報なのであまり申し上げられないですけれども、送迎に関しては工夫をされていらっしゃるようです。

(酒井委員長) サービス内容がお気に入りだということなんですね。

(介護保険係主任) 定員に対して、平米数がすごく大きいので。

(酒井委員長) では、よろしいですか。

それでは、第2号議案につきましては、御報告のとおりとしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、次に第3号議案に移ります。市内の地域密着型サービス事業所の指定ということで、これは協議も入っております。それではまた事務局のほうから説明よろしいですか。

(介護保険係長)介護保険係長です。

それでは、市内地域密着型サービス事業所の指定について御説明いたしま す。資料3を御覧ください。

まず、指定更新を行った事業所についてですが、地域密着型通所介護が1 事業所となります。

事業所が温心デイルームになり、利用定員は10人となっております。指定更新に当たりまして、事業所の指導検査を実施しましたが、軽微な指摘事項があったため改善報告書を提出していただきました。

その結果、今後適正な運営が継続できると判断し、指定更新の手続を行いましたので、御報告をさせていただきます。

続きまして、新規指定を行う事業所についてですが、こちらについては協議事項となっておりますので、新規指定の御承認をいただきたく、御審議のほうをお願いいたします。全部で4事業所になります。

内訳は、地域密着型通所介護が2事業所。認知症対応型共同生活介護が1 事業所。定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1事業者となっております。

1つ目の事業所は、KMリハビリさくらで、ページ数でいうと 3ページ目から 1 0ページ目になっております。サービス種別は、地域密着型通所介護で、開設予定日は令和 6 年 3 月 1 日、所在地は小金井市桜町 1 - 9 - 2 0 となっております。利用定員は 1 0人となります。事業所の運営主体は KM合同会社で、現在既に市内 1 か所、地域密着型通所介護を運営されていますが、運営上、特段の問題はなく、目立った苦情も受けていない状況となります。

今回の指定に対しまして、指定申請書類の審査と現地確認を行いましたが、 現時点で特段運営基準上の問題はないことを確認しております。

続いて2つ目の事業所は、ふく福さくら館で、ページ数で11ページ目から20ページ目になります。

サービス種別は、地域密着型通所介護で、開設予定日が令和6年3月1日、

所在地は小金井市関野町1-6-4、利用定員は10名となっております。 関野町です。関野町1-6-4です。事業所の運営主体は株式会社サンプラスで、現在既に市内1か所、地域密着型通所介護を運営されておりますが、 運営上特段問題もなく、目立った苦情も出ていない状況となっております。

なお所在地の物件においては、現在別の法人がデイサロンラルゴという地域密着型通所介護を営業しておりますが、こちらの事業所が2月末に廃止となりまして、物件をそのまま利用する形で、本事業所が開設されます。このため、現時点では、まだ既存の事業所が運営していることから、現地確認を実施できておりませんが、開設前には実施する予定となっております。今回の指定に際しまして、指定申請書類の審査を行いましたが、現時点では、特段運営基準上の問題がないことを確認しております。

3つ目の事業者でありますグループホームのがわ弐番館で、ページ数は2 1ページから30ページになります。

サービス種別は、認知症対応型共同生活介護で、開設予定日は、令和6年 5月1日。所在地は、小金井市梶野町1-3-6。利用定員は18人です。

こちらの施設は、同法人が運営するグループホームのがわのサテライト型 の施設として開設され、今回のグループホームと密接に連携を確保する運営 をしていく形となります。

事業所の運営主体は、有限会社のがわで、現在既に市内で認知症グループホームや有料老人ホームを運営されておりますが、運営上特段問題はなく、目立った苦情も受けていない状況となります。

なお、本グループホームの物件としては、同時期に開設となるサービス付き高齢者向け住宅に入りこむ形で整備をされますが、まだ内装も含めて竣工していないため、現時点では現地確認を実施できておりませんが、開設前には実施する予定となっております。

今回の指定に際しまして、指定申請書類の審査を行いましたが、現時点では、特段運営基準上の問題はないことを確認しております。

4つ目の事業所となります。定期巡回サービス土屋小金井で、ページ数は、31ページから37ページになります。

サービス種別は、定期巡回・随時開業型訪問介護看護で、開設予定日は令和6年5月1日、所在地は小金井市梶野町1-3-6です。

事業所の運営主体は、株式会社土屋で、現在既に全国で3か所、同様の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを開始しております。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者宅への定期的な巡回や、本人またはその御家族からの随時の通報によって訪問を行い、介護及び日常生活上のお世話を受けるほか、看護師等による療養の支援を受けるサービスとなっております。

なお、本事業所の物件は、先ほど新規指定で申し上げました、グループホームのがわ弐番館と同じサービス付き高齢者向け住宅に入り込む形で整備されます。このため、まだ内装も含めて竣工しておりませんので、現時点では現地確認を実施できておりませんが、開設前には実施する予定となっております。今回の指定に対しまして、指定申請書類の審査を行いましたが、現時点では、特段、運営基準上の問題がないことを確認しております。

説明は以上となります。

(酒井委員長) どうもありがとうございました。

それでは、更新が1件と、あとは議題として協議する必要がありますので、 まずは温心デイルームです。指定更新、これについてはよろしいですか。1 ページから。1ページ、2ページですよね。更新だからよろしいですかね。

1点だけ聞きたいのですけれども、ネットを見ていたら食事代が1食80 0円。私の感覚からすると高いのかなと思ったんですけれども、別に違法と かそういう意味ではなくて、今、大体食事代はそんなものですか。

(介護保険係主任)介護保険係主任です。

1食となると、ちょっと割高なところはあるんですけれども、こちらは、 帰り際に夕食が必要な方にも御案内して、夕食を持って帰っていただくとい うのも含めての料金と伺っております。

(酒井委員長) そうですか。じゃあ昼と夜を合わせた。

(介護保険係主任) 御希望すればということで。

(酒井委員長) じゃあ逆に割安か。

あと、もう1点、もう既に指定はなっているのだけれども、ぱっと見たら、 資格所有者があまりいらっしゃらないような数字が出ていたんです。ここは、 ほかの事業をやっていらっしゃるんですね。それで、ちょっとぱっと見ると、 有資格者が、介護福祉士とかケアマネ資格とかゼロという表示があったので、 そうかなと思ったのですが。それは確認済みなんですか。

(介護保険係主任)はい。確認済みで、確かにこちらは定員10人ということで、一応、通所介護では必要最小限の職員数のみ配置していらっしゃるというところなので職員数的に見ると、本当に日中1人介護職員がいればいい基準になってしまっているので、そういった構成になるというところです。

(酒井委員長)制度上は問題なしということで、それで、きちんとやってい らっしゃるということですね。分かりました。

まず、温心デイルームの指定更新が終了しまして、次が協議です。移って いきたいと思います。

まず、地域密着型通所介護で、KMリハビリさくらと、ふく福さくら館です。この2事業所につきまして、何か皆様のほうから御意見、御質問等ありましたと思いますけれども、どうぞ。

(加藤委員) 加藤です。

今の2点だけじゃなくて、ちょっと疑問に思ったことなのですが、ここに職員の配置が書いてありますよね、人数が。なのですけれども、ホームページを開けたら、どこもすごい数で求人募集していたのですけれども、開所時には、この方たちはもう確保できているということなんですよね。

(介護保険係主任)介護保険係主任です。

御指摘のとおり、もう職員さんは確保していて、またシフト表を出してもらうということで、そこでは確認しております。ただ、一般的に、今、介護職員さん、どの事業所も人手不足という状況があって、確保はされているのですけれども、それでもやはりパートさんとかの時間数をもう少し欲しいというところもあったりして、常に求人情報が出ているというのは、よく散見される状況になっております。

(加藤委員)安心しました。5月だから。今3月から5月だとどうなのかな と思ったんですけれども、確保できるということで……。

(酒井委員長) あと、10日後には、ここは事業所オープンなので、スタッフは多分そろっているかなということなんでしょう。

(加藤委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) ほかには、よろしいでしょうか。

どうぞ。

(鈴木委員)直接、内容とは関係ないのですが、温心の指定更新のところ、 2ページ目の管理者の住所が黒塗りにしてあるのですが、1ページ目のとこ ろの同じく下のほうの管理者のところは、そのまま住所とか生年月日が掲載 されてしまっている。

(介護保険係主任)介護保険係の主任です。

御指摘ありがとうございます。こちら本来は黒塗りにすべき部分となって おります。後でホームページに資料公開する際に、ぜひ差し替えをさせてい ただければと思います。申し訳ありません。

(酒井委員長) あとは、ふく福さくら館です。それでは、よろしいですか。 たしか、ここでしたか、ヒノキか何かの浴槽か何か。ヒノキ風呂を売りに しているみたいです。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。そのとおりです。

ホームページを見ますと、そうですね、この小金井市にある今あるデイサービスふく福のほうはヒノキ風呂とか、お客様が喜ばれるようなものを結構導入されているところです。

(酒井委員長)逆にあれでしたよね、あれを見る限りは普通の家庭浴槽の立派なやつという感じで、逆にバリアフリー的な要素から見ると、多分あれは 介助もいろいろ必要なんだろうなと思いながら見ていました。例えば、ヒノ キのおけ、なかなかないからということなんですね。

ほかの皆様からはいかがでしょうか。まずは2か所について。地域密着型 の通所介護については。

(介護保険係長)介護保険係長です。

先ほど、鈴木委員から御指摘いただきました管理者の個人情報のところです。大変申し訳ございません。本日皆様に配布させていただいている資料についても一度回収をさせていただければと思います。申し訳ございません。 黒塗りにしたものは、別途、送付させていただきます。

(酒井委員長) よろしいですか。

それでは、続きまして、グループホームのがわ弐番館、21ページからです。こちら、いかがでしょうか。

(榎本委員) 委員の榎本です。

昨年、けやきの杜ができて、これで今度、のがわ弐番館ができて、ベッド

床的には結構増えてくると思うのですけれども、市内のニーズ等その状況と いうのは、いかがなのでしょうか。

(介護保険係主任)介護保険係の主任です。

おっしゃるとおり、グループホームがここで立て続けに、今年度1か所、 来年度1か所となっております。ニーズ的に、今、空き状況を見ますと、ま だ満床に近い状況が続いている状況になっております。空いても1人か2人 というところで、毎月ホームページのこの空き状況も更新しております。

したがいまして、次のグループホームのがわ弐番館さんまでは、まだニーズに合った部分かとは思っておるのですけれども、次の第9期介護保険事業計画、今後3年間の計画の中では、ここのグループホームのがわさんで打ち止めと、これ以上の整備は行わないというふうな方針を今のところ持っております。

(酒井委員長)多分、ニーズは増え続けるものなんですかね。団塊の世代が 後期高齢者に入って、それだけ大きな人口が要介護に入ってくる形が増えて くるから。確かに、ここに来て、小金井市の中では、施設整備が昨年の特養 などを含めて、大きく言えば増えていますよね。

(介護福祉課長)介護福祉課長です。

第8期と第9期の状況は、かなり施設建設が進んだと思います。特養もこれで4施設になりましたし、グループホームも次の整備で8施設目になります。一定整備が進んでいる状況かなというふうに考えております。

(酒井委員長)人口12万人の市で、特養が3つあって、グループホームが8か所あるというと結構な規模の整備だと思うのですが、小金井市民だけが使っているわけではないけれども、それでも市内にそれだけある。それで利用者さんが増えると介護保険料の問題とか、前回の会議で14パー、ですよね。5,600円が6,400円という数字が資料から出されましたから、基準額で14パーセントちょうど、ということですから。1人当たり年額で1万弱増えてしまっていて。お金の収入の多い方は、1万円超えてしまう人もいるでしょうけれども、そんな状況だから、多分ほかの自治体よりは上げ幅がでかいかもしれないですね。今日ここで議論する話ではありませんけれども、そんな状況です。

これで施設整備がより進んでニーズが増えれば、保険料を押し下げる要素

ではないということですね。そうすると、介護ニーズは、特に、グループホームニーズのところはまだ増える可能性はある。

あと、このグループホームに関してはいかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、これの新規指定ということでございますので、よろしいという こと、オーケーということで、確認をしたいと思います。

続きまして、定期巡回・随時対応型訪問介護、訪問介護看護です。 31ページからになります。

どうぞ。

(柏瀬委員) 柏瀬です。

こちらにつくられる株式会社土屋さんが岡山の方というのは、はっきり言ってちょっと驚いたのですが、全国で3か所もう運営されていらっしゃるということですけれど、なぜまた小金井が選ばれたのか、その辺のことを御存じですか。

(酒井委員長) どうぞ、では事務局。

(介護保険係主任)介護保険係主任です。

おっしゃるとおり、岡山県の事業者になります。こちらの事業者さんから、まず最初にグループホームをやりたいということでお話をいただいたんですけれども、市のほうで、これだけ全国展開されている事業者さんなので、何かプラスで事業をやっていただけないでしょうかという御相談させていただいた中で、定期巡回をちょうど他市でやっていたところなので、そうしたらぜひ定期巡回もやっていただけるというお話がありまして、市としても、定期巡回のサービスが1か所もない状況でしたので、ぜひやっていただきたいところではあるので、そのような形でお話が進んでいったという状況になります。

(酒井委員長) そうすると、グループホームを本来はやりたかったということなんですか。定期巡回だとスタッフを確保することが大変になるでしょうね。どうなんですかね、余裕があるのですかね、事業が5月からだから、まだどうなるか分かりませんけれども。逆にあれですか、小金井市というのはいい街だということで、白羽の矢が立ったと思えばいいでしょう。

(介護福祉課長)介護福祉課長です。

小金井市の場合は、夜間の訪問介護が市内の事業所がないということが前

から課題があったので、夜間訪問介護と定期巡回は事業展開という点で、夜間の対応ができるところが利点ということで、市としては市民の方にご利用いただけるのかなという。

(酒井委員長) ただやはりニーズが、例えばよくアンケートなんかやるとニーズは出てくるのですよね。だけれども、実際に契約されるかというと、そこがなかなか難しいというのは、過去の多分傾向としてはあったかと思うし、ほかの自治体でもそういう傾向はありますけれども。

(介護福祉課長)この事業者さんは、昼間の訪問介護もされるので、その中で昼間・夜というふうに24時間型という形で展開されるというような形です。

(酒井委員長) それがあるから、結構、在宅で介護される方たち、自宅生活 される方は安心できる材料の一つですよね。

ほかには、よろしいですか。

サ高住も一緒に考えていらっしゃると。

(介護福祉課長) そうです。同じ建物の中にサ高住、グループホームと定期 巡回が建設されるという形です。

(酒井委員長) 結構見た目は大きな建物ができるのですね。

(介護福祉課長) ある程度大きな敷地内で、もう既に、梶野町で御覧いただけると思います。

(酒井委員長) たしか、サ高住、ほかのもう1個ありましたよね、つくるって。出ました、今日の中で、ほかの事業所でなかったでしたっけ。

(介護福祉課長) 2番目のこれです。

(酒井委員長) これか。サ高住も一つの大きな話題の事業スタイル、あちこちにね。やっぱり足りないですよ。結構、あれですよね、地方で事業展開されている事業者さんが、東京に進出をしてくるという形で、多摩地区にというのは、特養とかも含めて結構あるのではないですかね。それがもしかしたち、東京で展開しているというのが一つの何ていうのかブランドイメージとかにつながる話の可能性とか、そういう傾向があるのかもですね。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、定期巡回サービス土屋小金井の事業指定につきましても、了解 をしたいと思います。御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、今日やるべき事案につきましては、一通り終了しました。ありがとうございました。

事務局のほうに何か御報告等あればと思いますけれども。

(介護保険係長) ありがとうございます。介護保険係長です。

次回の、こちらの専門委員会の日程でございますが、令和6年の9月頃、 大体その頃を予定しておりますので、また日程が決まり次第、御連絡を差し 上げたいと思っております。

以上になります。

(酒井委員長)あとは、全体会議というのは、3月までにあるのでしたっけ。 1回目があるのですよね。

(介護福祉課長) 年度内は、もうこれでおしまいです。

(酒井委員長)ということは、もうあれですよね。前回の全体会でお示しされた介護保険料もあれで行くということで。

(介護福祉課長)介護福祉課長です。

これから議会なんですけれども、議会のほうに条例改正の提案の議案を出させていただいたので、議決を得られれば、御提案の内容で施行させていただくということです。

(酒井委員長) もし、情報として、ほかの自治体なんかでもやっているところがあるという感じですか。もし情報があれば。

(介護福祉課長)介護福祉課長です。

介護報酬改定が、見直し影響を含めてトータルで2パーセント超えました 大型改定なのでどこの自治体も介護保険料の基準は、基金を入れない場合の 基準額に関しては相当上がっているというお話です。ただ、もともと基金残 額をかなりの金額を持っていらっしゃるところは、それを活用して介護保険 料を抑制するという方法を取った場合に、小金井市のほうが逆転して、最終 的には介護保険料が高くなってしまうという可能性もあるなということだと 思います。

(酒井委員長) 小金井市の場合、なかなか基金で調整幅が持っていなかった から、もうしょうがないのでしょうけれども、保険方式なので報酬がアップ されて、介護単価がですね。基盤整備が進んでそれでそれを使おう、利用者 さんが増えるとなると、トータルで見ると、支出が大きく増えていくという ことになりますから。

だから、事業者の人手不足も含めて考えなくてはいけないし、利用ができる基盤を増やさなくてはいけないし、ただそれをやれば、保険料はちょっと上がってくるということなので。今、公のお金と保険料で、50パー、50パーでやっている組合せがもう24年たつわけですから、それをそのままにしておくかどうかというのが出てくる。でも、あまり政治の世界で、そういう話も出てこないんですよね。50パー、50パーはまだ変わっていない感じだけれども、政治の力でやればできるかと思いますけれども、では、そんなところでよろしいでしょうか。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

#### 閉 会 午後2時55分